

香川県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月29日

香川県知事 池 田 豊 人

## 香川県規則第23号

香川県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和49年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>a～f 略</p> <p>g <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設又は同法<u>第66条</u>の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>h～zの8 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(14) 略</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第14条 条例第18条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>a～f 略</p> <p>g <u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設又は同法<u>第40条</u>の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>h～zの8 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(14) 略</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第18条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設にあっては駐車場及</p>

設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第18条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第22条第1項後段の規定による協議をして設置されたものを含む。)を改築し、又は増築すること。

カ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

キ～フ 略

(2)～(9) 略

(10) 略

ア～カ 略

キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ 略

(11)～(13) 略

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第20条 略

(1) 略

(2) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。)、野生動植物保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第18条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第22条第1項後段の規定による協議をして設置されたものを含む。)を改築し、又は増築すること。

びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第18条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第22条第1項後段の規定による協議をして設置されたものを含む。)を改築し、又は増築すること。

カ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

キ～フ 略

(2)～(9) 略

(10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア～カ 略

キ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ 略

(11)～(13) 略

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第20条 条例第19条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。)、野生動植物保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第18条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第22条第1項後段の規定による協議をして設置されたものを含む。)を改築し、又は増築すること。

(3)～(5) 略

(普通地区内における届出等を要しない行為)  
第25条 略

(1) 略

ア 略

イ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。）、県自然環境保全地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第20条第1項の規定による届出をして設置されたもの（条例第22条第2項の規定による通知をして設置されたものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ウ～カ 略

(2)～(7) 略

(県緑地環境保全地域内における届出を要しない行為)  
第31条 略

(1)・(2) 略

(3) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。）、県緑地環境保全地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第26条第1項の規定による届出をして設置されたもの（条例第27条において準用する条例第22条第2項の規定による通知をして設置されたものを含む。）を改築し、又は増築すること。

(3)～(5) 略

(普通地区内における届出等を要しない行為)  
第25条 条例第20条第6項第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア 略

イ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。）、県自然環境保全地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第20条第1項の規定による届出をして設置されたもの（条例第22条第2項の規定による通知をして設置されたものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ウ～カ 略

(2)～(7) 略

(県緑地環境保全地域内における届出を要しない行為)  
第31条 条例第26条第6項第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。）、県緑地環境保全地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第26条第1項の規定による届出をして設置されたもの（条例第27条において準用する条例第22条第2項の規定による通知をして設置されたものを含む。）を改築し、又は増築すること。

(香川県自然海浜保全条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年香川県規則第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出等があったとみなされる行為)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第37条第1項又は第39条第1項の規定による許可及び同条第4項の規定による協議</p> <p>(7)～(16) 略</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ヌ若しくはルに掲げる施設(同号ハに掲げる施設にあっては、公共施設用地に限る。)、自然海浜保全地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第6条第1項の規定による届出(同条第2項の規定による通知を含む。)をして設置されたものを改築し、又は増築すること。</p> <p>オ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>カ～ネ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(届出等があったとみなされる行為)</p> <p>第6条 条例第6条第3項の規則で定める許可等又は届出等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第37条第1項又は第39条第1項の規定による許可及び同条第4項の規定による協議</p> <p>(7)～(16) 略</p> <p>第9条 条例第6条第4項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるものの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ヌ若しくはルに掲げる施設(同号ハに掲げる施設にあっては、公共施設用地に限る。)、自然海浜保全地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第6条第1項の規定による届出(同条第2項の規定による通知を含む。)をして設置されたものを改築し、又は増築すること。</p> <p>オ <u>漁港漁場整備法</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>カ～ネ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p>

(香川県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県立自然公園条例施行規則(平成3年香川県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p> <p>第23条の7 略</p> <p>2 <u>第23条の5第3項</u>の規定は、条例第25条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類について準用する。</p> <p>別表第1 (第19条関係)</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設 (同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。) 又は沿岸漁業 (沿岸漁業改善資金助成法 (昭和54年法律第25号) 第2条第1項に規定する沿岸漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船 (とう載漁船を除く。)) を使用して行うものを除く。) をいう。以下この号において同じ。) の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>11～31 略</p> <p>32 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>33～41 略</p> <p>42 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p> <p>42の2～73 略</p>	<p>(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p> <p>第23条の7 略</p> <p>2 <u>第23条の4第3項</u>の規定は、条例第25条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類について準用する。</p> <p>別表第1 (第19条関係)</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設 (同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。) 又は沿岸漁業 (沿岸漁業改善資金助成法 (昭和54年法律第25号) 第2条第1項に規定する沿岸漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船 (とう載漁船を除く。)) を使用して行うものを除く。) をいう。以下この号において同じ。) の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>11～31 略</p> <p>32 <u>漁港漁場整備法</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>33～41 略</p> <p>42 <u>漁港漁場整備法</u>第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p> <p>42の2～73 略</p>

(みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部改正)

第4条 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則 (平成15年香川県規則第6号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(協議を要しない土地開発行為)	(協議を要しない土地開発行為)

第3条 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア～ウ 略

エ 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設

オ～タ 略

(4) 農地を改良し、又は保全するために行われる土地開発行為（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る土地開発行為を除く。）

(5)・(6) 略

（土地開発行為協議書）

第4条 略

(1)～(5) 略

(6) 協議者が個人である場合にあっては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

(7)～(10) 略

第3条 条例第16条第2項第4号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為とする。

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる施設を設置するために行われる土地開発行為

ア～ウ 略

エ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設

オ～タ 略

(4) 農地を改良し、又は保全するために行われる土地開発行為（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可に係る土地開発行為を除く。）

(5)・(6) 略

（土地開発行為協議書）

第4条 条例第16条第1項の規定による協議をしようとする者（以下この条において「協議者」という。）は、土地開発行為協議書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(6)～(9) 略

（香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則（平成18年香川県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第5条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(4) 略

ア・イ 略

ウ 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

エ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

オ～ヒ 略

（指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為）

第12条 略

(1) 略

ア～カ 略

キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、指定希少野生生物保護区が指定された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第18条第1項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第35条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ク 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ・コ 略

サ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規

(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

ア・イ 略

ウ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

エ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

オ～ヒ 略

（指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為）

第12条 条例第18条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア～カ 略

キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、指定希少野生生物保護区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第18条第1項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第35条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ク 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ・コ 略

サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若し

定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

シ～ヤ 略

(2)～(6) 略

(7) 略

ア 略

イ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウ～ク 略

(8)～(10) 略

(国等に関する協議の適用除外等)

第22条 略

(1) 略

(2) 略

ア・イ 略

ウ 略

(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(イ)～(カ) 略

エ～カ 略

(3) 略

2 略

くは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

シ～ヤ 略

(2)～(6) 略

(7) 知事が指定する湖沼又は湿原において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア 略

イ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウ～ク 略

(8)～(10) 略

(国等に関する協議の適用除外等)

第22条 条例第35条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例第18条第1項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

ア・イ 略

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

(ア) 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(イ)～(カ) 略

エ～カ 略

(3) 略

2 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。